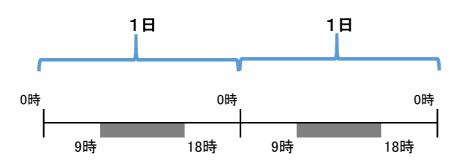
酒井事務所ニュース NO. 287

社会保険労務士法人酒井事務所

平成30年3月25日 発行 千代田区飯田橋3-11-19 ウメビル5F TEL 03-3230-4600 FAX 03-3230-4609

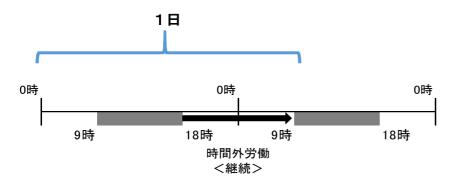
労働基準法に定める1日の労働時間

① 通常勤務



労働基準法に定める1日は、 通常勤務であれば 暦日の午前0時から午後12時ま でとされています。

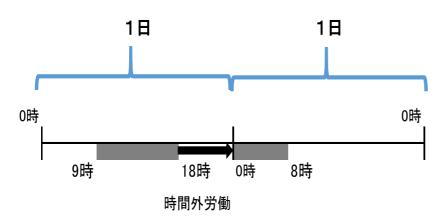
② 午前 0 時を超えて翌日に勤務した場合



午前 0 時を超えて継続して勤務 した場合は、翌日の始業時刻まで が1日の勤務時間となります。

18 時から翌日 9 時までが時間外 割増賃金となり 22 時から翌日 5 時までは別途深 夜割増賃金となります。

③ 始業時刻を午前0時に繰り上げた場合

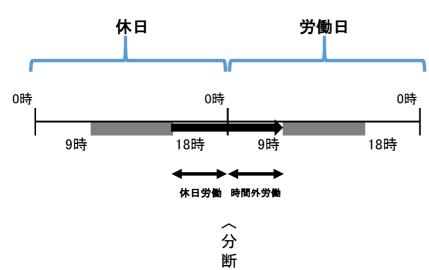


就業規則等で、始業終業時刻の繰り上げの定めがあれば、

翌日の始業時刻を8時間繰り上げ、 午前0時にすることにより、18時 から0時までの6時間が時間外労 働時間となります。

22時から翌日5時までは別途深夜割増賃金となります。

④ 休日勤務が午前 0 時を超えて翌日に勤務した場合



休日は暦日の午前 0 時から午後 12 時までとされています。

法定休日であれば、9 時から 24 時までが休日割増賃金になりま

翌日の午前0時から9時までは時間外割増賃金になります